

平成15年2月議会 民主代表質問と答弁

民主党・府民ネットワーク大阪府議会議員団を代表しまして、今議会に提案されております諸議案をはじめ、府政の重要課題について質問を行います。太田知事はじめ関係理事者の皆さんの積極的な御答弁を期待します。

まず、冒頭に、銀行税について我が会派の態度を表明いたします。

去る1月30日、東京都の裁判の2審判決がでました。本府では自民党議員提案として、東京都と全く同様の条例が提出され、我が会派は当初から問題ありとして反対してきましたが、採決により僅差で成立した経緯があります。

東京都に対する判決は、1審、2審とも内容に違いはあるものの、実質的な東京都の敗訴です。東京都は上告したとはいえ、いたずらに傷を深める結果となる可能性が大きいと考えられます。そうした経緯から見ても、我が会派としては東京都の裁判状況からして、条例の廃止を行うべきだと考えています。

しかし、大阪の裁判は未だ判決がなされておらず、現実的な対応として銀行税徴収のリスクを回避し、徴収を再度延期することの提案に対しては、やむをえない処理方法だと考えます。

【質問1】

それでは、まず太田知事の府政運営の取り組みについて、お伺いします。

全国初の女性知事として就任された知事もいよいよ任期最後の年を迎えられました。

この3年間、まさに厳しかったという一言に尽きると思います。

「改革なくして成長なし」とのスローガンで誕生した小泉内閣の現在までを見ますと、国と地方の借金は63兆円増え、失業者はいうに及ばず、企業倒産は5.9%、自己破産は15.1%増加し、日経平均株価14,000円であったものが8,000円台で低迷し、日本の株式時価発行総額は130兆円も失われています。

国民の将来不安は増大し、個人消費をさらに凍らせ、更なる不況の深刻化につながるという悪循環をもたらしているのが今日の状況ではありませんか。

その影響をもろに受けた大阪府で、知事、あなたには随分ご苦勞をいただいています。

大阪の完全失業率は全国平均5.3%を大きく上回る8.4%という高い数値を示し、生活保護数は約2万世帯増え、企業倒産数も平成11年に比べて平成14年では742件増加しています。

反面、保育所入所待機児童数の減少に見られるように、福祉関係等々で一部改善の兆しが見られますが、厳しいことには変わりありません。

このような厳しい状況の中でも、知事は「大阪の再生」をテーマに、「産業の再生」「都市の再生」「府政の再生」の3つの再生に全力投球し、先進的な府政を進めてこられました。

その成果は、徐々に現れてきています。

自治体初の税制上の優遇措置として平成13年度から導入した「創業促進税制」の

効果もあり、新規創業した中小企業は、平成 13 年度が約 7,000 社で前年度比 6 %、14 年 12 月現在で前年同期比 2% 増と、確実に増加しており、大阪の産業活力の回復に向けた明るい兆しが見えはじめています。

さらに、近年、多くの府内企業が本社や工場の移転を進めるなかで、定期借地方式の本格導入をはじめとする企業誘致のための思い切った優遇策を決め、その U ターンを促した結果、三洋電機の太陽電池工場や国華園が二色の浜に建設を決めたことをはじめ、りんくうタウンではイオンモールが進出を決めるなど、経済界も、今、もう一度大阪でやろう、頑張ろうという気運が生まれつつあります。

また、府民生活に関わる分野では、都道府県初の安全なまちづくり条例を制定し、府警察と一体になって府民とともに取り組んだ結果、全国的に犯罪件数が増え続けるなかで、大阪のひったくり件数は 12.3% 減少、刑法犯認知件数も平成 13 年の 32 万 7,262 件から、平成 14 年の 30 万 429 件へと、8.2% 減少させ、全国ワーストワンを返上しました。

そして、千葉県の堂本知事、熊本県の潮谷知事と連携して、女性の視点で、子育て支援や食の安全などについて政策提言を行うとともに、府立学校への空調機の一斉導入やすこやかネットの全中学校区への設置、乳幼児医療助成費の拡充など、女性知事として、常にやさしいまなざしを府民に向けてこられました。

我が会派は、太田知事支援という共通目標のもとに結集し、今日まで、与党として、太田府政とともに政策を推進し、歩んでまいりました。これらの成果を、今後一層、大きく育てたいと切に願うものです。

太田知事もいよいよ第四コーナーを迎えられました。三年間の実績を踏まえて、締めくくりの一年に向け、今後、どう取り組んでいかれるのか。知事の府政運営にかける意欲、決意をお伺いします。

また、この機会にお聞きしますが、先日大阪市の大都市制度研究会は、二重行政の弊害をなくすための特別市などについて、議論の概要をまとめました。その報道によると、「大阪市は市内の行政を自主的に行う特別市として大阪都市圏を引っ張り、府は都道府県合併や道州への移行により広域課題に取り組む。」としています。

一部では、府の中にもう一つ府のような権能を持つ自治体ができるようなものとの批判がありますが、知事は、大阪の発展を支えるに足る地方自治システムのあり方について、どのように考えるのか、併せてお伺いします。

(知事答弁)

民主党・府民ネットワークを代表しての土師議員のご質問にお答えします。ただいま土師議員からは、これまでの私の取組を評価していただくとともに雇用、教育、福祉など府民生活に密着した視点から、示唆に富んだ、貴重なご意見、ご提言をいただきました。

まず、締めくくりの一年に向け、今後の府政運営にどう取り組むのかというお尋ねであります。ご指摘のように、大阪を取り巻く状況は決して楽観できるものではありません。まさに、大阪は、低迷する経済、複雑化する都市問題、危機的な地方財政など、わが国が抱える諸課題の縮図であります。

だからこそ、「大阪の再生なくして日本の再生なし」を確信して、府政の推進に努力してまいりました。

この間、大阪産業を担う中小企業支援や創業支援、安全なまちづくりの推進、府民・NPOとの協働による府政に取り組み、また、企業誘致につきましても、お示しの事例以外に、十数社と商談が進むなど、これまで蒔いてきた大阪再生の種が、ようやく、芽吹いてきたと思っております。

いよいよ第四コーナーを回って、一期仕上げの年に入ります。初心に立ち帰って、産業の再生、都市の再生、府政の再生を三つの柱として府政に取り組み、息吹いた芽を着実に育て、実りにつなげていきたいと考えます。

また、こうした私なりの積み重ねを踏まえて、平成15年度は、府民の身近で切実な課題に取り組みたい、との思いから、再生予算枠を活用して、「子ども」、「雇用」、「安全」に関する施策に集中的に取り組むことといたします。

大阪の再生は一朝一夕になしうるものではない大事業だと考えており、この時期に大阪の知事を務めさせていただくことは光栄であるとともに、重い責任を感じております。四年目という節目の一年、府民の皆さんにその足音をしっかり聞いてもらえるよう、地域主権、生活者の視点を大切にしながら、大阪の今と未来のために全力投球してまいります。

次に地方自治システムのあり方につきましては、私が大阪都構想を提唱して以来、様々な検討がなされておりますが、今回、大阪市の研究会においても府や隣接都市との関係や制度のあり方について、一つの問題提起をされたことに繋がったと考えております。

市の研究会では、改革の方向として、特別市的な大阪市が圏域全体の水平的・総合的な調整をし、隣接都市と連携・協力をしていくことを打出していますが、この考え方が大阪都市圏における広域的行政課題に対応するにあたって、有効に機能するかどうかは、十分に検証される必要があります。

また、府・市がそれぞれ担うべき役割・機能につきましても、府民・市民の立場でさらに検討が必要だと思っております。

私といたしましては、危機的状況にある大阪を魅力ある都市として再生していく観点から、大阪にふさわしい制度につきましては、一つの強い大阪をめざし、知恵を絞ってまいります。

【質問2 - (1)】

次に、**府営住宅の建替え**についてお伺いします。

大阪府が有する府営住宅ストック13万4千戸の建設時期の分布は、高度経済成長期の住宅需要に応じて建設された住宅が約7万户を占めており、過半の住宅が昭和40年代を中心とする10年ほどの間に集中している状況にあります。

これらの住宅が今後老朽化し、近い将来、建替え時期が一斉に到来することから、府は現在の建替えペースのスピードアップに迫られています。

しかしながら、現在の厳しい財政状況では、この財源捻出は困難ですので、我が会派は、建替える際に高層化を図り、用地を生み出してその処分益を建替え費用に

充てる手法などについて提案してまいりました。

これにより、府財政に負担をかけることなく、府営住宅の建替えのスピードアップを図ることは、今後老朽化が進んでいく昭和40年代の府営住宅ストックを前倒しで建替えることを可能にします。

また、景気低迷が長引く中、住宅建設は多様な業種にわたる波及効果の高いすそ野の広い事業ですので、効果的な景気対策となります。

さらには府営住宅の建替えと同時に生み出された用地を活用して、多様な住宅や施設等が建設され、地域の活性化や街づくり、引いては都市の再生につながります。

府営住宅の建替えの前倒しをするために、民間活力も活用した、このような手法の開発について、知事は意欲的に取組んでおられます。については、今後の展望について知事のご見解をお伺いします。

(知事答弁)

府営住宅の建替えについてお答えします。

府の厳しい財政状況のなか、地域のまちづくりや雇用創出にもつながる、府営住宅ストックの円滑な更新のため、新たな府営住宅の建替え手法が求められております。

このため、建替え整備費のうち、補助金や家賃収入等でまかなえない府負担分に、府営住宅の用地処分金を充当することについて、国と協議してまいりました。

このほど、その協議がととのいましたので、基金条例の改正案を今議会に提案させていただいたところです。

あわせて、民間の企画力や技術力等を活用して、より効率的な建替えや多彩なまちづくりを総合的に進めるため、来年度は、具体的な事業化コンペを実施することとしております。

今後、新しい基金を活用するとともに、公民の役割分担など、実際のコンペによる課題を検証しながら、新たな民活による建替え手法を開発し、10年で約1万6千戸の計画となっている府営住宅の建替えを早期に前倒しするよう、取り組んでまいります。

【質問2 - (2)】

次に、**道路ネットワークの整備**についてお伺いします。

道路関係四公団民営化推進委員会の最終報告が、激しい議論の末に出されました。

最終報告によると、民営化後の新会社は、自らの経営判断で事業経営することで、自己責任原則の下、民間企業の自主性を確保し、関連事業を積極的に展開するなどの基本方針のもと、地域分割で5つの会社を設立となっています。

道路整備に関しての問題点のひとつに、地方に住む住民が本当に必要とする道路が作られていないということがあげられます。

例えば、補助金の交付にあたって画一的な採択基準をあてはめ、交通量の少な

い地域でも、時間をかけ、歩道のついた立派な2車線の道路を作っています。住民は幅5mでいいから、もっと早く作って欲しい、と書いていてもその希望はかないません。このようなことは、地域や住民の声が反映されない代表例です。

高速道路整備においても、同じように中央省庁で高速道路の規格や投資計画が決定され、優先度の高い都市部の道路建設が先送りされていると思います。

第二名神や阪神高速大和川線の建設中止などという議論も地方の実情を知らないところから起こるのだと思います。

今後の道路整備を考えると、渋滞対策は重要な課題です。

車の速度が四分の一になると、燃料消費は約2.5倍、排気ガスなどの環境負荷は約2倍になるそうです。渋滞対策は環境保全対策にもつながることから、渋滞を解消する施策が必要です。とりわけ大阪府域においては、渋滞による経済的損失が、国土交通省の算出した都道府県別渋滞損失によりますと、年間約8千5百億円にも上っているそうです。

さらに、府域では年間およそ6万件の交通事故が発生していますが、交通渋滞もその一因となっているのではないのでしょうか。経済損失の削減や交通事故削減のためにも、渋滞対策は優先的に取り組んでいかなければなりません。

限られた財源であるので、渋滞の激しい地域への重点的な投資が必要です。

渋滞対策は、高速道路・一般国道・府道・市町村道をネットワークとして総合的に行う必要があります。中でも都市部の高速道路には、大きな渋滞解消効果があります。

道路公団の分割民営化に際し、新会社が地方と共生する会社となるよう国に働きかけ、都市の渋滞解消に資する高速道路ネットワーク整備をはかるべきではないのでしょうか。知事にお伺いします。

(知事答弁)

次に、「道路ネットワークの整備」であります。大阪の再生を図るためには、高速道路ネットワーク整備が重要、との認識から、私は、機会あるごとに、京阪神の高速道路ネットワーク整備の促進を強く主張してきたところでございます。

また、民営化に際しましては、新会社は地域のニーズや、渋滞対策などの課題に速やかに対応できる組織となるよう、民営化推進委員会のヒアリングなどで強く訴えてまいりました。

国は平成17年度中の民営化に向け、委員会の最終報告を踏まえ、新会社の組織や業務、高速道路整備の仕組みなどを本年末までに決定する予定であり、その過程で、地方公共団体の意見を聴取することとなっております。

本府といたしましては、新会社が、渋滞解消や環境改善などの課題に地域と一体となって取り組む会社となるよう、国としっかり議論しまして、第二名神高速道路や大阪都市再生環状道路など、大阪都市圏の再生に不可欠な高速道路ネットワークの整備促進に努めてまいります。

【質問 2 - (3)】

次に、**府立大学の一部機能の移転**についてお伺いします。

この問題については、昨年の府議会において種々議論されたところですが、今後、相当長期にわたって 18 歳人口が減少する状況を見据えて、知事が大阪府大学改革基本計画を定め、府立の 3 大学の再編統合、独立法人化による教育研究機能の拡充を目指していることは評価いたします。

しかし、改革の計画に府立大学と大阪女子大学の再編統合を示しながら、学生総数 7300 名のうち、その約 15%、1100 名の学生を有する農学部を、りんくうタウンに移転することについては、キャンパスが中百舌鳥とりんくうタウンに分散することにより、学生や教員に移動の負担を強いることになったり、教養教育や学際的な教育研究活動に支障が生じるのではないかと懸念を払拭することはできません。

府立大学の機能移転問題を検討するにあたって重要な視点が三つあります。まず第一に、バイオ研究機能の移転でりんくうタウンの振興が図られる明確な見通しがあるのかという点です。

関西のバイオ研究は、関西文化学術研究都市、彩都、神戸への集中的な研究機関の立地により拠点が形成される状況にあり、果たしてりんくうタウンでのバイオ研究の発展性はあるのかどうか疑問です。

第二は、府立大学のバイオ研究にとって、今までどおり中百舌鳥で展開することのほうが、その発展が見込めるのではないという点です。

バイオ研究の方向性については、国のバイオテクノロジー戦略大綱が昨年末に示され、生命科学とナノテクノロジーや IT との融合、分野横断的な研究も重要視されています。このことは、つまり大阪府立大学においても、農学部と工学部の連携による学際的な研究を充実させることが求められているということになります。

さらに、バイオ研究成果も含め府立大学の有する知的財産をビジネスに開花させるためには、改革計画に示されている産学官連携機構の創設に期待するとともに、府立大学の近郊に整備が進められている拠点的なインキュベーション施設である「さかい新事業創造センター」との連携に便利な現在地で、教育研究機能の充実を図ることに大きな意義があります。

次に重要な視点は、府財政が極めて厳しい状況のもとで分散立地することによって、新たな施設整備の負担が増加する可能性があるという点です。財政状況を勘案しつつ、中百舌鳥キャンパスの老朽、狭隘な状況を改善し、教育研究環境を整備するためには、現在の大学全敷地の売却により新たな施設整備資金の確保を行い、現在地の近傍に適地を得て、大学全体を移転するといった発想も生まれてきます。

これまでに地元堺市から、また堺選出府議会議員の全員からも、府立大学については中百舌鳥を拠点キャンパスとして大学改革を進めるよう要望しているところであり、キャンパスのあり方について検討が進められておりますが、結論とし

では中百舌鳥に教育研究機能を集中立地させる方が、分散立地に比べ効果的・効率的な展開もより期待できるのではないかと考えます。

時代の要請に合致した新生府立大学に教育研究環境を整備するにあたっては、知事の取り組みに期待するところであり、キャンパスのあり方について知事のご見解をお伺いします。

(知事答弁)

次に、府大学改革についてお答えします。

大学は「知の創造拠点」として、都市再生に大きな役割を期待されており、このためにも、府大学の教育研究環境の整備が大きな課題であると考えます。

大学機能の移転につきましては、府立大学の有する動植物バイオの研究機能に着目し、りんくうタウンへの一部移転の検討を申し入れていたところ、昨年11月下旬、農学部・農学生命科学研究科の教育機能を含めた移転が望ましいとする大学の意向が表明されました。

また、あわせて「中百舌鳥キャンパスの老朽・狭隘化対策」や「りんくうタウンにおける教育・研究環境の整備」も含めて課題整理の上、新生府立大学が一層発展できるよう、検討されたいという内容も示されました。

このことを受けて、現在、農学部の「りんくうタウンでの展開」と「中百舌鳥キャンパスでの展開」の双方について、諸課題の整理を行っているところであり、大学から示された意向を踏まえるとともに、地元堺市とも協議を行いながら、新生府立大学が地域社会に一層貢献できる大学となるよう、キャンパスのあり方について検討を進めてまいります。

【質問3 - (1)】

次に、**金融問題と中小企業再生**についてお伺いします。

大阪には、優れた技術や優秀な人材を持ち、経営者が懸命に努力しているにもかかわらず、赤字経営となっている企業が多くあります。これらの中小企業を再生し、産業を活性化させるのは金融機関本来の使命であり、金融機関には、地域の企業への融資を増大させ、地域経済の振興に貢献するという社会的責任があるはずです。

しかしながら、デフレが一段と進み中小企業に対する融資が非常に望まれる時期であるにもかかわらず、金融機関は不良債権処理を進めるとして、貸ししぶりや貸しはがしを行い、地域経済を支える中小企業を窮地に追い込んでいます。

ようやく最近、企業再生担当者を置き、中小企業の再生に取り組みだした金融機関もあると聞きますが、貸ししぶりや貸しはがしに象徴される中小企業と金融機関の関係は一刻も早く改善されるべきです。

中小企業と地域の金融機関がともに支えあいながら発展する、本来の関係を取り戻し、大阪経済を再生させなければなりません。

金融機関の本来の機能が低下している一方で、府においても、中小企業の経営安定や経営革新等を図るため、さまざまな融資制度が用意されていますが、既に

今月から実施されている借換え制度である「資金繰り円滑化特別融資」といったセーフティネットの充実はもとより、新事業展開等を支援する制度も拡充していくことにより、信用保証協会の融資実績をさらに上げるなどすべきではないでしょうか。商工労働部長のご見解をお伺いします。

(商工労働部長答弁)

まず、金融問題と中小企業再生につきましては、制度融資に対するニーズの増大や現在の経済情勢等を踏まえ、来年度、既存制度の拡充や新たな制度を創設するなど、さらなる制度融資の充実を図ることとしております。

とりわけ、大阪の厳しい雇用失業情勢に鑑み、中小企業の新事業展開等を通じた雇用創出を支援するため、「事業転換型」融資制度を創設するとともに、新規雇用を伴う事業拡張を行う企業や他府県から府内に進出する企業にも利用対象を拡大してまいります。

また、中小企業創造活動促進法などの認定を要件としている融資制度につきましては、返済期間の延長や特例金利の適用を拡大する措置を講じてまいります。

さらに、申込から融資までの期間を大幅に短縮した「即行型融資」の創設やお示しの「資金繰り円滑化特別融資」などのセーフティネット関連の制度も充実することとしております。

これら制度の拡充による資金需要の増加を見込みまして、来年度の融資枠を、過去最高となる7千億円に拡大することとしており、今後とも中小企業者の資金需要に的確に应运えてまいります。

【質問3 - (2)】

次に、大阪の経済力についてお伺いします。

先般、大阪府・大阪市・関西経済連合会・大阪商工会議所首脳による4者懇談会が行われ、府から大阪経済の厳しい状況を踏まえ、「産業・雇用に関する緊急アピール」がなされました。このアピールで、本社機能や工場を含めた企業の大阪からの移転など産業空洞化の防止、外資系企業をはじめとする国内外企業の対大阪圏への投資の促進などに取り組むこととなりました。

また、府は来年度から二色の浜やりんくうタウンなどに本格的な定期借地方式を導入し、実質的な賃貸料を低水準に設定するなど新しい優遇措置により、企業誘致を強化します。私の質問の冒頭に述べましたように、知事の積極的なリーダーシップにより、大阪の企業が本社を移転せず府内で頑張ることができ、また、かつて大阪から移転した企業が再び大阪へ戻ってくるができるシステムが構築されつつある点は評価いたします。

しかし、依然として大阪の経済力は厳しい状況にあり、本社移転を防ぐ手立てや企業のUターンなどの積極的な企業誘致策など、府として、さらにどのような対策をとっていかれるのか、知事にお伺いします。

(知事答弁)

次に、大阪の経済力につきましては、在阪企業の本社や工場の府外への移転に歯止めをかけるためには、在阪の企業が大阪にかける熱い思いをもって行動していただくことが不可欠であると考え、私自ら経済界に働きかけ、先般の「産業・雇用に関する緊急アピール」を行ったところであります。

本府といたしましては、今後、経済界の協力も得ながら在阪企業の実態把握を行うなど全庁挙げて移転に関する情報収集に努め、企業への働きかけを強めてまいります。

また、企業立地に対するインセンティブも思い切って講ずることとしており、来年度からは、府内産業拠点に立地するITやバイオなど先端産業への補助金について、限度額を2億8000万円から10億円に、補助率を現行の2倍の40%に引き上げます。

さらに、りんくうタウンやテクノステージ和泉等において、事業用定期借地方式を本格導入し、地元自治体と協力して、貸付料を減額あるいは実質免除にしております。

先般も、ベイエリアにおいて三洋電機の立地が決まるなど一定の成果ができており、今後とも、私自ら先頭に立って、ネットワークや経験を活かし、企業のUターンを含め、内外企業の立地促進に努めてまいります。

【質問4 - (1)】

次に、**地域雇用推進協議会**についてお伺いします。

失業者の増大や失業期間の長期化など、今日の雇用情勢の悪化は、府民の雇用不安や生活不安を招くなど、府民生活にとって深刻な問題となっています。

大阪府では、平成11年5月に「大阪雇用対策会議」が設置され、公労使の連携により雇用対策が推進されてきたところであり、とりわけ、昨年9月には「緊急12万人雇用創出プラン(案)」が策定され、府の平成15年度当初予算(案)で「雇用」を重要課題として取り組まれようとしていることは評価いたします。

今後、雇用創出プランをはじめとした雇用施策を府内において適切かつ効果的に推進していくには、地域の公労使が一体となって地域の実情に即した取組を進めることが重要であり、中小企業が集積する中河内地域、繊維産業が低迷している泉州地域など府内の各地域において、地域の公労使による協議会のような組織づくりを進め、地域に密着した雇用施策を展開するべきであると考えますが、商工労働部長にお伺いします。

(商工労働部長答弁)

次に、地域に密着した雇用施策の展開につきましては、府内において、雇用施策を効果的、かつ、きめ細かく実施してまいりますためには、経済団体や労使団体、さらには自治体等の行政機関が、相互に連携・協力していくことが必要であります。

本府では、総合労働事務所が核となり、地域における国、府、市町村の労働関係行政機関と、労使団体、経済団体等が、それぞれの役割を分担しつつ連携を図

り、地域の雇用・労働に関わる諸課題について協議する地域労働ネットワーク推進会議を、府内7ブロックで立ち上げることであります。

今後、この推進会議の場において、地域における公労使による連絡調整、情報交換を密接に行うとともに、労働に関する相談会等の具体的な事業を共同で実施するなど、地域の実情に即した雇用施策に取り組んでまいります。

【質問4 - (2)】

次に、12万人雇用創出プランの具体化についてお伺いします。

大変厳しい雇用情勢が続いています。府と、国、関西経営者協会、連合大阪で組織する「大阪雇用対策会議」は、3年間で12万人の雇用を創出するとする12万人緊急雇用創出プランを策定しました。厳しい雇用情勢が続きますが、雇用を維持するという守りの姿勢ではなく、大阪が活力を取り戻す中で雇用を作り出すという視点が重要です。公・労・使が一体となって計画を推進していくという姿勢は評価できますが、プランの策定はゴールではありません。プランをどう実行していくのが問題です。

12万人雇用計画のうち、先日、府が雇用創出する3万人については、ライブワーク事業として、その詳細が明らかにされましたが、残りの9万人の雇用創出計画はどうなっているのでしょうか。

また、府が雇用を創出する3万人についても、厳しい財政状況の下ではありますが、その着実な実現を切に願うものです。知事のご見解をお伺いします。

(知事答弁)

次に、12万人緊急雇用創出プランにつきましては、中小企業の新事業展開への重点投資で6万人、緊急地域雇用創出特別基金事業の一層の推進で3万人、ライブワーク事業の構築で3万人、計12万人の雇用を国、労使団体等と連携しながら平成16年度末までに創出・確保するものであります。

そのうち、中小企業の新事業展開への重点投資による6万人については、例えば中小の製造業約5万社のうち年間約6千社、1社あたり約5人の雇用増を伴う新事業展開を進めることを目標に、厳しい財政状況の中にあっても財源を産業施策に重点的に投入し、資金面、経営面、技術面等からの総合的な支援を講じることにより対応してまいります。

また、緊急地域雇用創出特別基金事業による3万人については、市町村と一体となって、来年度は約1万人の新規雇用を創出し、16年度末までに目標を達成することとしており、国の補正予算における追加交付も有効に活用しながら、より多くの雇用の創出に努めてまいります。

ライブワーク事業による3万人は、先般、府において雇用創出計画を策定し、新たな就業機会の受け皿支援や府による雇用誘発事業の展開などにより、15年度は約1万人、16年度は2万人以上の雇用創出を目指し、全力をあげて取り組んでまいります。

【質問４ - (３)】

次に、**高校卒業生の就職対策**についてお伺いします。

高校卒業生の就職は、危機的な状況が続いています。３月卒業予定の府内の高校生の就職内定率は、昨年１２月末時点で、６６．２％と過去最悪の状況です。

新規高校卒業者が社会に出る第一歩の時期に、定職につけず、いわゆるフリーター等になってしまうことは、本人への影響のみならず、産業の技術的な空洞化や社会の活力の低下など経済や社会全体へ大きな影響を与えることとなります。

新規学卒者の就職を促進するため、国は１４年度補正予算において、個別に就職支援を行うジョブサポーターを配置するなど、総合的な雇用対策の推進に力を入れています。

大阪府としては、これまで緊急地域雇用創出特別基金を活用した求人開拓を実施するとともに、大阪労働局と連携して企業説明会等を実施しています。また、経営者団体に対する採用枠の確保・拡大の要請などもしています。

しかし、新規高校卒業生の厳しい雇用状況は一向に改善せず、一定規模の企業には、高卒予定者の雇用を義務づけなければならないぐらいの状況になっています。

就職ができないまま卒業する高校生に対して、効果的な就職支援策を講じるとともに、企業に対して、新規高校卒業者の雇用の拡大をさらに働きかけていくことが必要であると思いますが、知事のご見解をお伺いします。

(知事答弁)

次に、高校卒業生の就職につきましては、本年の就職内定率が過去最低となるなど、憂慮すべき状況となっております。

社会への第一歩を踏み出す時期に、定職につけないことは、お示しのとおり、本人のみならず、社会全体へ大きな影響を与えるものと危惧しております。

このため、１２万人緊急雇用創出プランにおきまして、若年者の就職促進を、大きな柱の一つとして位置づけており、来年度、L I V E W O R K事業として、若年者を１００名、短期雇用する大阪版ワークシェアリングを実施いたします。

本年度からは新たに教育委員会との連携のもと、新規高卒未就職者を登録するシステムを創設し、本年４月には、総合的な就職支援相談会を開催するなど、ハローワークと一体となって、きめ細かな支援を行うこととしております。

さらに、就職が内定していない高校生を対象に、来月、パソコン活用技能の習得のための講座を、実施する予定であります。

企業に対する働きかけにつきましては、毎年、大阪労働局とともに、経営者団体に対して若年者雇用の拡大を要請しておりますが、依然として若年者の雇用状況が厳しいことから、今後はさらに、企業に対して、若年者の雇用拡大とその社会的な重要性について一層強く訴えてまいります。

【質問４ - (４)】

次に、**ホームレス対策**についてお伺いします。

昨年末、大阪府庁前の大阪城公園には、300人がNPOの支援のもと、テント村をつくって野営生活を送っていました。

その大阪城公園にあるテント村を民主党の菅代表が訪れ、「ホームレス支援のための法律はできたが、具体的にどう運用するのはこれからです。どうすればいいか、さらに皆さんの声を聞いて一緒に考えて行きたい。」と感想を語ったところ、野宿生活者の方からは「ホームレスは個人の責任で自業自得と見られているが、働きたくても仕事がない。仕事と住まいへの緊急措置とともに、少なくとも野宿生活者が生命の危険にさらされないような対策を実施してほしい」という深刻な要望が出されました。

先ごろ行われた調査によれば、餓死や凍死、また治療を受ければ治るはずの病気などによって死亡するホームレスが大阪市内で年間200人以上にもものぼっているということです。

また、大阪府内には、現在1万人を超える人が公園や路上で生活しており、その分布をみると、府が把握しただけで、泉北309人、北河内149人、中河内146人、三島88人、豊能85人、南河内41人、泉南30人と府内全域に広がっています。

ホームレス対策については、大阪市と連携した施策がとられてきましたが、野宿生活者の府内全域への広がりをみると、府が積極的に働きかけを行い大阪市以外の市町村と連携し早期に施策を取っていくべきです。

今年の7月には政府のホームレス対策の基本方針が出ると聞いていますが、国の方針を待つだけではなく、国に対して積極的に深刻化している状況など発言し、早期に対策の実施を働きかけるべきです。

府としてどのようなホームレス対策をとるのか、健康福祉部長にお伺いします。

(健康福祉部長答弁)

まず、「ホームレス対策」につきましては、これまで、大阪市の自立支援事業と連携して取り組みを進めるとともに、大阪府に隣接する地域においては、「街頭相談モデル事業」として、テント等を巡回し、医療機関への紹介や安否確認などを行っております。

また、昨年末には、厳冬期対策として民間団体の協力を得て、毛布や簡易食品等の緊急援助を行ったところであります。

あわせて、ホームレス問題を抱える関係市と「連絡会議」を設置し、対策を協議してきたところでありますが、ホームレスの広がりや人数、移動性、事業の内容からみて、全市町村で取り組むことが効果的であることから、府と市町村が協議会等の「検討の場」を設け、広域的、かつ総合的な対策を検討してまいりたいと考えております。

今後、ホームレス自立支援法に基づく国の基本方針を受け、府の実施計画を早期に策定し、こうした「検討の場」で協議を進めながら、街頭相談や緊急一時宿泊所、就労等の支援を行う自立支援センターなどの諸事業を推進してまいりたいと考え

ております。

また、国に対しては、基本方針の策定にあたり、地域の実情に応じた効果的な対策が、早期に講じられるよう要望してまいります。

【質問5 - (1)】

次に、**広域産業廃棄物問題**についてお伺いします。

今議会に上程されている循環型社会形成推進条例では、廃棄物の発生抑制と適正処理を推進するため、産業廃棄物管理責任者の設置や自ら排出した産業廃棄物の保管の届出を義務付けたり、土地所有者の責務について定めるなど、悪質な業者を排除し、産業廃棄物不適正処理を防止することを大きな柱とした条例であり、我が会派としては、その内容を評価するとともに条例施行による効果を期待しているところです。

昨今の産業廃棄物の処理状況は、都市部における中間処理場の新たな設置が困難であることや最終処分場の逼迫により、他府県へ流出して最終処分が行なわれるなど、大阪府域内だけで完結できるものではありません。このため、府が条例を施行し厳しく取り締まることにより、再資源可能な産業廃棄物の他府県からの流入が止まったり、逆に流出していけば、リサイクル産業の育成にも影響が生じるとともに、他府県での不法投棄の増加が懸念されることから、広域的観点に立って、具体的な連携方策を検討する必要があると考えます。

条例案では、「循環型社会の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行なうよう努めるものとする。」と府の責務を定めていますが、産業廃棄物の不適正処理が、ますます悪質・巧妙化しているなかで、近隣府県との調整をはじめとする広域対策をどのように推進していくのか、環境農林水産部長のご見解をお伺いします。

(環境農林水産部長答弁)

広域的な産業廃棄物不適正処理問題につきましては、今議会に上程しております「循環型社会形成推進条例」におきましては、産業廃棄物の保管の届出や土地所有者の責務を定めるとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成を支援することにより、悪質業者を排除し、産業廃棄物の不適正処理を防止することを目指しております。

この条例の施行により、近隣の府県や、条例のうち産業廃棄物関連の規定が適用できない、保健所設置市である大阪市、堺市、東大阪市、高槻市において、不法投棄等の増加が懸念されることは、お示しのとおりであります。

このため、府県間を移動する産業廃棄物の不適正処理対策としましては、これまでも、近隣の府県や警察本部と連携して、府県境において合同検問を実施するとともに、産業廃棄物を広域に移動させて、撤去を装うような、悪質・巧妙な事案に対しては、関係機関等との情報交換により業者に対する指導を実施してまいりました。

また、「近畿ブロック知事会議」や昨年7月に設置いたしました「京阪神圏ゴミ

ゼロ型都市推進協議会」などにおきまして、産業廃棄物の不適正処理に関する情報の共有化や、広域移動情報の把握にも資する電子マニフェストの普及促進などの検討を進めているところでございます。

今後は、近隣府県に本条例の趣旨を説明いたしますとともに、府県境における監視をさらに強化してまいります。

また、府域の保健所設置市に対しましては、同様の条例制定を働きかけるなど、近隣府県や保健所設置市と連携した不適正処理対策を実施してまいります。

【質問5 - (2)】

次に、**医療廃棄物問題**における感染性廃棄物の適正処理についてお伺いします。

産業廃棄物のなかでも病院等医療機関から発生する血液が付着した注射針等の感染性廃棄物は、感染症を引き起こす恐れがあることから、廃棄物処理法において、その保管から処分まで一般の廃棄物より厳しい基準が規定されています。産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、病院等の排出事業者は、処理状況をマニフェストで確認していますが、感染性廃棄物は健康に重大な影響を与える恐れがあることから、書類のみではなく排出事業者が現地に出向いて確認することも必要と考えます。

府として、排出事業者に対して現地確認をするよう指導すべきではないかと考えますが、環境農林水産部長のご見解をお伺いします。

(環境農林水産部長答弁)

次に、病院などの医療機関から発生する感染性廃棄物問題につきましては、お示しのとおり、特に、管理の徹底を要する廃棄物でありますことから、廃棄物処理法におきましては、保管から運搬、処分まで、一般の産業廃棄物より、厳しい処理基準が適用される特別管理廃棄物に指定されております。

このため、病院等の排出事業者は、その処理・処分が適正になされているかどうか、より厳正に把握・確認する必要があるとございます。

したがって、排出事業者が、マニフェストによる処理確認を行うことはもとより、現地に出向いて、処理状況の確認を行うなど、感染性廃棄物の適正な処理の確保に努めるよう、医療行政を所管する健康福祉部とも連携し、医療関係団体を通じて、排出事業者を指導してまいります。

【質問5 - (3)】

次に、**食の安全・安心**についてお伺いします。

ここ数年来、食の安全・安心を脅かす問題が相次いで発生しています。とりわけ、食品の表示は消費者が購入する際の重要な判断材料になるだけに、牛肉の原産地の偽装をはじめとする一連の偽装表示事件は、消費者の不信感をより一層深めることとなりました。これは一企業だけの問題に止まらず、業界全体の信用を損なうものです。食品事業者は消費者に安全・安心な食品を提供するという、極めて高い社会的責務を負っているにもかかわらずこのような問題が発生したこと

は、企業モラルの欠如がもたらしたものとわざるを得ません。企業そして業界自らがこういった不正を排除し、消費者の信頼を取り戻すための自主的な取り組みが、何よりも求められるところです。

このような中で、食卓から生産地へ顔の見える関係を構築し、食品がいつ、どこで、どのように生産・流通されたか等について、消費者がいつでも把握でき、万一食品事故が発生した場合にもその原因究明を容易にする食品履歴情報遡及システム（トレーサビリティシステム）の導入を促進することが重要となっています。既に、一部のスーパーマーケットなどでは導入が進んでいるようです。

府は来年度「食の安全・安心府民会議」を立ち上げますが、食品の安全性の証明や不正防止のしくみづくりの一つの方策として、自主的な取り組みが進められるよう大阪府においても、事業者とともにこのようなシステムの導入に向けて議論を深めていくことが必要です。

一方、食の安全・安心の問題は生活に身近な問題であるだけに、消費者にできるだけ情報を提供する一方、消費者の意見を聞きながら施策に取り組んでいくという姿勢が大事ではないでしょうか。食品衛生法の抜本的な改正により、新たに国及び地方公共団体の責務として、府民からの意見の聴取と施策への反映が求められることとなりますが、府として積極的に取り組むべきです。

これらを踏まえて、府としてどのように食の安全・安心の確保を進めていかれるのか、知事にお伺いします。

（知事答弁）

次に、「食の安全・安心」につきましては、府民の食に対する不信感を払拭し、健康で安心のできる食生活を実現するため、昨年11月に庁内横断的な組織である「食の安全・安心推進委員会」を設置し、緊急かつ重点的な取り組みを進めております。

これからは、行政はもとより、食品関連事業者や消費者の方々と一体となった取り組みが、不可欠でありますことから、「食の安全・安心府民会議」を設置し、幅広くご意見を伺い、これを施策に反映できるようリスクコミュニケーションを実施してまいります。

また、府民会議の場はもとより、「食の安全の取組宣言」制度の創設などを通じまして、お示しの食品の履歴を追跡する、いわゆるトレーサビリティシステムをはじめとする自主的な取り組みを促進するとともに、食品表示のウォッチャーなど府民のご協力も得ながら、生活者の視点に立って、食の安全・安心確保に向け、全力で取り組んでまいります。

【質問5 - (4)】

次に、**公益通報者保護制度**についてお伺いします。

内部告発によって企業の不正、違法行為が次々と発覚しています。

消費者は企業との関係においては圧倒的に情報弱者であり、もし商品表示が恣意的に操作されたり、商品に欠陥があったりしても、それを事前に知ることは不

可能です。その情報の不均衡を悪用したのが表示の偽装であり、国の牛肉買取り費用の詐取などの事件でした。

このような状況で、企業が法令を遵守し、公正かつ公平な業務を行うこと、つまりコンプライアンスの重要性が強調されています。そのコンプライアンスを制度として保障するために内部告発システムの構築があります。これは企業の不正行為を知ることができる従業員が企業内で通報するセクションや手段を設置するというものです。

この内部告発システムにより、企業の不法な行為から消費者が守られるばかりでなく、企業にとっても、早期に不正を察知し、是正措置を講じ、さらに不正の未然防止をすることができるというメリットがあります。

近年、内部告発者は組織の不正を通報してもいじめや差別を受けないよう国際的に内部告発者保護の動きが始まっており、各国で内部告発者保護法が整備されつつあります。

こうした中、わが国においても消費者の利益を損なう行為はもちろん、環境汚染や独禁法違反、企業の不正経理なども対象とした「公益通報制度」の導入が要請されていますが、現在国の国民生活審議会において、消費者利益を擁護するための公益通報者保護制度について検討されていると聞いています。

公益通報が消費者問題に関するものに限定されているとはいえ、日本でもようやく法制化に向けての検討が進む見込みになったことは、一步前進したと考えてよいのではないのでしょうか。

そこで、府としてもこのような国の動きを踏まえて、消費者利益の擁護を図るための公益通報者保護制度に積極的な対応をしていくべきではないかと考えますが、知事にお伺いします。

(知事答弁)

次に、「公益通報者保護制度」につきましては、昨今の企業の不祥事続発を受け、その必要性について社会的な認識が深まる中で、現在、国民生活審議会において、消費者利益の擁護の観点から法制化に向けた制度のあり方が検討されていることは、意義あるものと考えます。

今後、法制化に際しては、公益通報の範囲、不利益を受けた場合の救済の仕組み等の具体的内容や関係諸法令との整合性など多面的な検討が必要とされており、府としては審議会での議論を見極めながら適切な対応を検討してまいります。

【質問5 - (5)】

次に、**スローフード**と**地産地消**についてお伺いします。

多忙な現代社会において、ともすれば食は単なる生理的作業になり、ファーストフードの言葉のとおり「安くて、出てくるのが早い」「どこで食べても同じ味」の個性のない画一化された食事が、子どもたち、若者に様々な悪影響を与えています。

これに対して、スローフードという言葉は、15年ほど前イタリアのローマにマ

クドナルド店が出店し、ファーストフードの脅威という問題が話題になった頃が起源だと言われています。1986年北イタリア、ピエモンテ州のブラという小さな村にスローフード協会が発足し、今日世界38カ国、132の都市に6万人の会員をもつNPO団体にまで成長しました。

この活動の目的は、1つは消えつつある郷土料理や質の高い食品を守ること、2つ目は質の高い素材を提供する生産者を守ること、3つ目は子どもたちを含めた消費者に味の教育を進めていくこととされており、地域で生産されたものをその地域で消費を図るという地産地消に通ずるものがあります。

知事は食の安全・安心の確保とともに、子どもたちが食を通じて健康な体を作る「食育」という考え方を提唱されていますが、この「食育」にスローフードの精神を取り入れて推進していくことが重要であると考えます。

府民が地元の郷土料理・伝統料理に関心を持ち、日本版スローフード運動を普及させるためにも地産地消を幅広く推進していくことが大阪でも必要です。

また、子どもの頃からの取り組みにより、このようなスローフード、地産地消運動を効果的に展開することができます。小学校の学校給食に旬の食材、地域の郷土料理や伝統野菜などを取り入れる工夫をし、スローフードや食育の考え方を広めるべきだと思いますが、教育長にお伺いします。

(教育長答弁)

教育に関してお示しの7点の課題についてお答えいたします。まず、「学校給食におけるスローフードと地産地消」についてですが、近年、食生活が多様化する中、正しい食生活を身に付ける必要があることから、現在、学校において食に関する指導に取り組んでおります。

その中では、食の安全・安心を確保することはもとより、ご指摘の旬の野菜及び地域の伝統野菜を活用した郷土料理や季節食等、食材による味の違いや季節感など、豊かな地域の食文化を、子どもたち自ら体感することは重要であると考えております。

そのため、例えば、豊能町での「お米」や「ごぼう」、門真市での「くわい」、小松菜、レンコン、八尾市での「大阪しろ菜」など、地域で収穫された旬の野菜等を学校給食に取り入れるところが増加しております。

今後とも、子どもたちが、学校給食で様々な食材や味に触れることによって、豊かな食の文化に興味を持ち、食生活を見直すことができる取り組みを行うよう府立学校をはじめ市町村教育委員会に働きかけてまいりたいと存じます。

【質問6 - (1)】

次に、ふれあいおおさか高齢者計画策定の視点についてお伺いします。

介護保険制度については、昨年10月に府内各市町村において平成19年度までの介護サービス量が見込まれ、第2期計画の策定も最終の段階となっています。

時期を併せて、府が策定を進めている「ふれあいおおさか高齢者計画2003」に

よると、計画の最終年の平成 19 年では高齢者人口 171 万 1898 人、特に 75 歳以上の後期高齢者の伸びが大きいことから、要介護認定者は平成 14 年 4 月と比べ 54.9%多い 31 万人になると予想されています。また、介護サービス利用者も 14 万 8 千人から 22 万 4 千人に大幅に増えると予想されています。

特別養護老人ホーム入所待ちが府内で 7200 人という数字が昨年示されましたが、夫婦共働き、老々介護、脆弱な住環境など住み慣れた家庭、地域で生涯を全うすることが困難な時代とも言えます。

私たちは北摂、大阪市内など都市部の地価の高い所で整備の進まない特別養護老人ホームに重点を置くのではなく、既存の民家や施設を改修した街かどデイハウス、痴呆性高齢者グループホームなど、地域密着型・NPO 型の小規模施設を最低中学校区単位で整備しようと提案してきました。

在宅重視の観点から、私たちの提案を「ふれあいおおさか高齢者計画 2003」にどのように反映していかれるのでしょうか。

また、本年 4 月から介護報酬の見直しが講じられます。この報酬見直しは保険料への影響も配慮し、全体として 2.3%引き下げられました。この制度の要の仕事であるケアマネジャーの報酬単価の改善、デイサービスの利用時間の延長加算など、在宅重視、自立支援に重点が置かれた改定となっています。

しかし、府内でも定着してきた介護タクシーの報酬が 2 分の 1 以下に引き下げられ、事業者から強い憤りの声が上がっています。府としても十分実情を把握するよう要望しておきます。

また、在宅重視、質の向上が言われていますが、中小の介護保険事業者では、ケアマネジャーの確保すら困難な状況にあるといった声も聞こえます。在宅介護を支える事業者を側面から支援し、質の向上をめざすため、こうした事業者に対する人材面のサポートに取り組むべきではないでしょうか。併せて健康福祉部長のご見解をお伺いします。

(健康福祉部長答弁)

次に、現在、策定作業を進めております

「ふれあいおおさか高齢者計画 2003」におきましては、高齢化の一層の進展を踏まえ、介護保険サービスや、介護予防ニーズの増大に対応するため、サービス提供基盤の整備など、今後 5 年間の高齢者保健福祉施策の取組みを具体的に示してまいりたいと考えております。

とりわけ、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、住民の支えあいによる取組みが重要でありますため、お示しの「街かどデイハウス」や「NPO 法人による改修型の痴呆性高齢者グループホーム」など、地域に根ざした事業に対する支援を本計画に位置付けてまいりたいと存じます。

次に、ケアマネジャーの人材確保につきましては、まず、処遇面での改善を図ることが就業促進につながることから、今般の介護報酬の引き上げにより、ご指摘の人材確保の困難さにつきましても、一定、緩和されるものと考えております。

また、大阪府社会福祉協議会が運営する「大阪府福祉人材センター」では、福祉分野における求人事業者と求職者とを結び付ける、無料職業紹介等の事業を実施しております。

府といたしましても、こうした事業が有効に活用されるよう、事業者とケアマネジャーの双方に対し、指導や研修の場を通じて、同センターの事業内容を周知するとともに、府のホームページにおいて積極的にPRするなど、事業者の人材確保とケアマネジャーの就業促進を側面から支援し、介護サービス提供基盤の充実に努めてまいりたいと存じます。

【質問6 - (2)】

次に、**身体障害者補助犬**についてお伺いします。

身体障害者の日常生活を支援する身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。これらについては、これまで盲導犬が道路交通法で規定されているだけで、施設等への受け入れ義務がないことから、宿泊施設や飲食店等で同伴を断られることが多くありました。また、介助犬や聴導犬については、法的位置づけすらなく、社会の認知度も低い状況にありました。

全国で盲導犬を必要としている障害者は8,000人近くいるといわれており、補助犬へのニーズは大きいですが、その活動実態についての厚生労働省の調べによれば、全国で盲導犬は895頭、介助犬は26頭、聴導犬は19頭となっています。府内においては、盲導犬は54頭、介助犬と聴導犬はそれぞれ1頭にすぎず、数千頭が活躍している欧米諸国と比べるとあまりに少ない状況で、その育成のための環境が整備されていません。

そのため、良質な補助犬の育成体制を整備し、円滑な利用を図ることにより障害者の社会参加を保障し、自立を支援することを目的に、「身体障害者補助犬法」が昨年10月より施行されました。これにより、障害者が施設や公共交通機関等を利用する場合、身体障害者補助犬の同伴が自由にできることとなりました。

また、法律の中では「国及び地方公共団体は、補助犬の果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない」とされています。

このような状況を踏まえ、身体障害者補助犬法の施行に伴い、府としては、補助犬について、社会的な認知の促進と育成のための環境づくりを車の両輪として取り組んでいく必要があると考えますが、具体的にどのように対応されるのか、健康福祉部長にお伺いします。

(健康福祉部長答弁)

次に、「身体障害者補助犬」につきましては、昨年10月の法施行を機に、大阪府では、ホームページやパンフレットにより情報発信を行うなど、府民の理解の促進に努めるとともに、補助犬の同伴が自由となった府や市町村の施設をはじめ、電車・バスなどの公共交通機関等へ法の趣旨を周知してまいりました。

さらに、本年10月からは、民間のホテルや百貨店レストラン等への同伴が自由となることから、補助犬の円滑な受け入れが進むよう、これらの事業所に周知徹底してまいります。

また、この法律により、今後、補助犬へのニーズが高まっていくことが考えられますことから、府といたしましても、補助犬の育成事業の委託や、情報提供、相談を通じて、大阪府内に訓練を行う団体が育つよう支援し、良質な補助犬が計画的に育成できる環境づくりに努め、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

【質問6 - (3)】

次に、**難病相談支援センター**についてお伺いします。

国の平成15年度当初予算案で難病対策の見直しが行なわれています。

この中で、難病患者の福祉施策の充実の観点から、患者のもつ様々なニーズに対応した、きめ細かな相談支援を行なうことができる難病相談支援センター事業が盛り込まれています。

この難病相談支援センター事業は、難病患者・家族等の療養上・生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、相談、患者会などの交流促進、就労支援などを行なうための活動拠点を、平成15年から概ね3カ年で、都道府県ごとに整備するというものです。

本事業は難病患者にとって有意義なものであり、府としても当初予算に盛り込むべきではないかと考えます。また、本事業の活用について府としてどのように取り組まれるのか、健康福祉部長のご見解をお伺いします。

(健康福祉部長答弁)

最後に、「難病相談支援センター」についてお答えいたします。

本府では、大阪難病医療情報センターや、各府民健康プラザにおいて、医療相談や交流会の開催など、難病患者の在宅療養を支援する施策を実施するとともに、大阪難病者団体連絡協議会に、生活相談支援などを委託しているところです。

お示しの「難病相談支援センター事業」は、国において、平成15年度の新規事業として盛り込まれ、難病患者や家族の療養生活の安定と生活の質の向上にとって、有意義なものと考えますが、その概要によると、既に、本府が実施している、これらの事業と重なる部分がございます。

現在、新規事業の詳細について、国において検討されておりますので、本府の平成15年度当初予算案には、計上しておりませんが、詳細が示された段階で、既存の事業と重なる部分について精査し、整合性を踏まえつつ、その活用方策について、検討してまいります。

【質問7 - (1)】

次に、**警察官の増員と配置**についてお伺いします。

冒頭において、大阪府下の刑法犯認知件数は減少し、全国ワーストワンの汚名を返上したことを申しましたが、特に街頭犯罪については、認知件数が平成14年は178,120件と、前年に比べ26,711件、13.0%減少しました。これは府警察、自治体、地域住民が一体となって防犯対策等に取組んできた成果といえます。

しかし、刑法犯認知件数は未だ 30 万件を超えるなど、大阪の治安情勢は依然として極めて厳しい情勢にあることは事実で、多くの府民が治安の悪化に不安を抱いています。

その対策の一つとして、警察官によるパトロールなどの街頭活動が有効であると考えますが、現場の警察官は駐車違反などの対応や地域住民からの要請など、さまざまな仕事を抱え大変多忙で、地域の交番が無人となることも多いと聞きます。

こうした現状をなんとかするため、我が会派としては、従前より警察官増員の要望や民間人を活用した「違反駐車取締官」の創設を提案し続けてきました。このたび、平成 15 年度の措置として、大阪に全国最多の 380 名の警察官の増員が認められましたが、大阪の治安情勢からすると更なる増員が望まれます。また、来年度の増員については、府民が増員の成果を肌で実感することができる、メリハリのある配置が求められます。

そこで増員された警察官は、事件・犯罪が多発している警察署へ重点的に優先配置すべきと考えますが、警察本部長にお伺いします。

（警察本部長答弁）

府下の治安情勢を見ると、一昨年、刑法犯認知件数が過去最高の 3 2 万 7 千件、全国ワースト 1 という不名誉な記録となったが、昨年は、全国が増加傾向にある中、大阪においては、刑法犯認知件数が前年比 26,833 件、8.2%の減少となり、特に引ったくり等の街頭犯罪については、前年比 13%減少するなど、わずかの差ではあるが、全国ワースト 1 という汚名を返上することができた。

これは、府警の総力を挙げて、街頭犯罪対策に取り組んできたこととあわせて、各自治体、関係機関、団体、地域住民の皆様方のご理解とご協力の賜物であると考えている。

しかしながら、府下の治安情勢は、依然として厳しい状況にあることから、府警としては、昨年、刑法犯認知件数が減少に転じたのを機に、この良い傾向を今後とも定着させていきたいと考えている。

そういう意味で、本年は正念場であり、昨年に引き続き「街頭犯罪対策」を府警の最重要課題として、府警全職員が一丸となって防犯対策、検挙対策に取り組むことにしている。

警察官の増員については、平成 14 年度に 170 人、平成 15 年度 380 人の増員をしていただくことになりましたが、この増員される 550 人については、現下の厳しい治安情勢を踏まえ、ひったくり等の街頭犯罪対策、安全なまちづくり、凶悪化する少年非行対策等について、重点的に配置を行っていくこととしている。

具体的には、現在、街頭犯罪の抑止・検挙を目的として、街頭犯罪の多発警察署に配置している「特別警戒隊」をさらに拡大、増強するとともに「大阪府安全なまちづくり条例を効果的に運用するため、警察本部に「安全なまちづくり推進室」を設置し、警察署についても自治体、関係機関・団体との連携強化を図るための専

従員を新たに配置することとしている。

また、オートバイの機動力を活かし、街頭犯罪の抑止、検挙活動を行っている「スカイブルー隊」の体制を強化するほか、少年非行対策要因についても増強を図ることとしている。

今後とも、府民の皆様のご協力を得ながら、大阪のまちの安全と平穩を確保して参りたいと考えている。

【質問 8 - (1)】

次に、**スポーツ施設の子ども料金**についてお伺いします。

最近子供たちの体力が低下傾向にあることが問題になっています。文部科学省で昭和 39 年から行っている「体力・運動能力調査」によると、昭和 60 年頃を境に子どもの走る力、投げる力、握力などは全年代において長期的に低下の一途をたどっているようです。また、学校の朝礼中に倒れる子ども、常に疲労を訴える子どもなど、必ずしも数値には表れないものの、明らかに以前とは異なる子どもの状況が見られ、子どもたちの健康への悪影響や気力の低下などが懸念されます。

平成 15 年度の府の当初予算では、未来への投資として子どもに対する重点投資を打ち出されておられますが、子どもたちが日常的によく体を動かし、外遊びやスポーツに親しむため、身近なところでスポーツ施設などを気軽に利用できるよう取り組むべきではないでしょうか。

府営公園には、体育館やテニスコート、野球場、運動場、球技広場などのスポーツ施設が備わっているところがありますが、これらの使用料金は多くがテニスコートや球技広場であれば 1 面 1 時間でいくら、体育館は午前、午後などの時間帯でいくら、というような設定になっており、一部の施設を除いて、子ども料金の設定がなされていません。加えて夏休み期間の利用実態を見ると平日の利用率は低いことから、施設の利用を促進していくためにも、子どもたち、あるいは地域の子どもクラブなどの団体がスポーツ施設などを使用する場合には、別途割安な子ども料金の設定をしていくべきではないかと考えますが、土木部長のご見解をお伺いします。

(土木部長答弁)

府営公園のスポーツ施設における子ども料金についてお答えいたします。

都市化の進展などにより日常生活における身体活動の機会が減少するなか、大阪の未来の担い手である子どもたちが、身近な府営公園におけるスポーツ活動を通じて体力の向上を図り、心身ともに健やかに育ち、主体性や創造性をはぐくんでいくことが益々重要となっております。

現在、府営公園においては、自然学習の場である箕面公園の昆虫館や服部緑地の都市緑化植物園を小中学生に無料開放しており、スポーツ施設についても、学校行事での利用に際して、料金の減額を行っております。

また、府営プールの利用について、こども料金の設定を行っているところでございます。

今後、府営公園においてスポーツ施設を良好な状態に保ちつつより多くの子どもたちが気軽にスポーツを楽しめるように子ども料金の設定が必要と考えております。

このため、他府県の状況も調査のうえ、関係部局と連携しながら期間や時間帯を限定した形でのモデル実施を含め子ども料金の検討をすすめてまいります。

【質問 8 - (2)】

次に、小学校入学期の児童への支援についてお伺いします。

小学校の低学年の児童が授業中席にじっと座ってられない、私語を止めないため、授業が成り立たなくなるといった事態が起きています。

小学校に入学するまで子どもたちは、幼稚園・保育所等様々な育ちの場で幼児期を過ごしているわけで、突然、今日からみんなで席に着いて、前を向いて一緒に勉強しましょうといわれて、多くの子どもたちが戸惑いを見せているのだと思います。子どもたちが多様な育ちの場で過ごしてきたことを踏まえながら、就学前の段階からすでに存在する各人各様の段差を解消することが必要です。その上で、小学校1年生からの学習・生活指導にきめ細やかに対処していくことが求められます。こういったことがきっちりとなされれば、先に申し上げたような事態に至ることもかなりが防止できるのではないかと思います。

府教育委員会では、来年度に向けて、特に義務教育段階を中心とした取組みの方向性を示しておられますが、子どもたちが義務教育課程の中で調和のとれた成長を遂げるためにも、早い段階での対応が必要なのではないのでしょうか。義務教育の第一歩を踏み出す子どもたちに対して、生活面・学習面双方からの指導を充実させ、学校生活への円滑な適応を支援すべきと考えますが、教育長のご見解をお伺いします。

(教育長答弁)

次に、「小学校入学期の児童への支援」についてですが、小学校の入学期に落ち着いて話を聞けない、学びに集中できないといった状況が高じ、授業が成立しない、いわゆる「小一プロブレム」などの課題が指摘されております。

このことは、学習のつまづきや学習意欲の低下、さらには学校生活への不適応など、その後の学校生活に大きな影響を及ぼすことになるかと危惧しております。

この課題の解決のためには、幼稚園・保育所等、様々な場で育ってきた多様な子どもたちが、安心して小学校生活を始めることが出来るよう、小学校と幼稚園・保育所等との連携を強化することや個に応じた指導をすることが重要と考えているところでございます。府教育委員会といたしましては、これら入学初期の課題解決にむけて、市町村教育委員会と連携して、平成15年度より2つの施策を講じてまいります。

1つめは、就学前の子どもと保護者を対象とした『わくわくスタート』事業で、小学校入学期から学校生活にスムーズに取り組めるよう、体験入学や保護者向けガイダンス等の実施を支援いたします。

2つめは、小学校1年生の学校生活を支援するために行う『キッズサポート』事業で、非常勤特別嘱託員を活用し、ティームティーチングや少人数授業の指導など一人一人の児童に応じたきめ細かな取組を支援するものでございます。

これら2つの施策を、「グッド・スタートプラン推進事業」として位置付け、児童が学校生活をスムーズにスタートさせ、基本的な学習習慣や生活習慣を確実に身に付けることができるよう、効果的な取組の展開に努めてまいりたいと存じます。

【質問8 - (3)】

次に、学力実態調査・週5日制調査についてお伺いします。

義務教育段階での新学習指導要領の導入、完全学校週5日制の実施から1年が経過しますが、学力低下等に対する保護者の不安・とまどいは根強いものがあります。文部科学省が昨年、全国規模で学力実態調査を行いました。この結果は、一部において学力低下が認められるものでした。府教育委員会においても、来年度、学力実態調査・週5日制調査を独自に行うということであり、こういった調査は継続することが重要です。また、この調査を通じ、子どもたちの学力の実態を把握することはもちろんですが、これのみならず、その背景にある子どもたちの生活の実態、さらには保護者や子どもの意識がどうであるのか等を的確に把握し、さらなる今後の取組みにつなげていくことができるようなものとして実施すべきと考えますが、教育長のご見解をお伺いします。

(教育長答弁)

次に、「学力実態調査及び週5日制調査」についてですが、新しい学習指導要領が本年度より完全実施され、学習内容の厳選や授業時数の削減がなされたことにより、子どもの学力が低下するのではないかと、あるいは、学習そのものに対する意欲が低下していたり、自学自習の習慣が十分ついていないなどの声があることは真摯に受け止めています。

府教育委員会といたしましては、このような保護者や府民の不安を払拭し、児童生徒の「確かな学力」を育成するために、これまでから、少人数指導や習熟の程度に応じた指導など、一人ひとりの子どもの実態に応じたきめ細かな指導の実施を進めてきたところであります。さらに、平成15年度には、児童生徒のつまずきの傾向や指導上の課題等を検討するための「学力実態調査」を実施するとともに、学校週5日制の実施に伴う子どもの生活実態や意識の変化、土曜日の過ごし方や家庭生活への影響等を調査分析するための「週5日制調査」を実施いたします。

これらの調査によって児童生徒の学力や生活の実態を客観的に把握・分析の上、学習のつまずきや指導上の課題を明らかにし、課題解決のための指導の指針を作成するとともに、家庭学習支援に向けた取組を進めるなど、基礎・基本の確実な定着と向上を図るため、府の教育施策の充実に努めてまいります。

【質問 8 - (4)】

次に、**クリエイティブスクールの拡充**についてお伺いします。

住之江高校が改編され、新たに咲洲高校がクリエイティブスクールとして開校します。これは、昼間に学びたい生徒の期待に応えるため、府立高校として新たな枠組みを提供するとともに、我が会派が、従来主張してきた、社会の変化に応じた多様な学習ニーズにこたえる定時制高校の改革の第一歩でもあると受け止めています。まずは、咲洲高校での取組みをさらに充実させていただきたいと思っています。咲洲高校での取組みは、昼に自分のペースで学びたいという生徒の選択肢のひとつです。今後は、より多様な形態の就学の場を提供するために、生徒のニーズ等も的確に踏まえなければなりません。午前、午後の部だけでなく、夜間部を併せ持つ3部制の設置をも視野に入れて、クリエイティブスクールのさらなる設置を検討すべきと考えますが、教育長のご見解をお伺いします。

(教育長答弁)

次に、「クリエイティブスクールの拡充」についてですが、クリエイティブスクールは、現在の夜間定時制の課程には、全日制の課程に進学を希望していた生徒が多数在籍していること、また全日制課程の枠組みになじみず、夜間の課程に進学してきた生徒も相当数いるという現状を踏まえ、大阪府学校教育審議会答申に基づき設置するものであります。

本年4月にクリエイティブスクールのモデル校として開校する咲洲高校は、午前、午後に授業を行う2部制を実施し、就業体験や資格取得を単位認定するなど、柔軟な学びを提供する学校であり、生徒に対するきめ細やかな学習指導などを通じて、その機能を十分に発揮していけるよう、府教育委員会としても積極的な支援に努めてまいります。

また、府教育委員会では、これまで全日制高校を対象に、計画進学率92.3%を前提とした就学対策を行ってきましたが、今後、全日制課程とクリエイティブスクールを合わせた「昼間の高等学校」という新たな枠組みに対応した進学率の設定のもと、夜間定時制課程を含む府立高等学校全体の特色づくり・再編整備のための新たな計画を平成15年度に策定し、高校改革をトータルに推進することとしています。そのため、クリエイティブスクールの設置につきましては、夜間定時制とのネットワークづくりも視野に入れ、朝・昼・夜の3部制の授業展開を行うものも含めて、府域全域から見た地域バランス等を考慮しつつその配置を検討しています。

また、これと併せて生徒数の大幅な減少が見込まれる夜間定時制の課程については、夜間という条件の中で目的意識を持って学習する生徒の就学の場となるよう、教育内容、教育システムの充実を図るとともに適正規模・適正配置の観点から改革を推進してまいります。

【質問 8 - (5)】

次に、盲・聾・養護学校の空調整備と教育の充実についてお伺いします。

府立の盲・聾・養護学校への空調整備方針について、我が会派は平成14年9月定例会で、児童生徒の状況を勘案すれば、本来、府立高校に遅れることなく、早急に整備すべき、と主張しました。これを受けてこの2月補正予算案で、所要の経費が計上されているところです。そこで確認しますが、これにより府立高校に遅れることのないよう整備が完了すると考えてよいのでしょうか。

また、府立養護学校における教育について、高等部卒業後の生活自立・社会自立を見据えたものとして一層の充実を図ることが必要と考えます。そのためには施設設備もさることながら指導の質を高める観点からも、養護学校には養護学校教諭免許状を持った教員を配置することが重要です。しかし、大阪は全国平均に比べ養護学校教諭免許状の保有率が低いと聞いており、この対策が課題であると考えますが、併せて教育長のご見解をお伺いします。

(教育長答弁)

次に、「盲・聾・養護学校の空調設備と教育の充実」についてでございます。まず、盲・聾・養護学校の空調設備についてですが、教育委員会といたしましては、児童生徒の障害の状況に応じて、教育環境を確保する観点から、これまで体温調節が困難な児童生徒が学ぶ普通教室を優先して、冷房設備の整備を進め、これまでに普通教室の33%に整備してまいりました。

また、昨年の9月定例会での議論を踏まえまして、できるだけ早期に空調機の整備が図れますよう、障害児等対策施設整備工事における国庫補助金及び事業規模の確保を文部科学省に要望してきたところです。

今回、国の平成14年度補正予算が成立し、国制度を活用した一斉整備に対する条件が整えられましたことから、未設置の普通教室等に空調機の整備を進めるため、本府2月補正予算案に、所要額を計上したところであります。

今後は、平成15年度中に、盲・聾・養護学校のすべての普通教室等への空調機の整備を完了させ、平成16年度の供用をめざしてまいります。

また、盲・聾・養護学校教諭免許状の保有についてですが、障害のある生徒の指導にあたりましては、障害に対する理解や指導方法等についての専門性が必要であり、お示しのとおり、盲・聾・養護学校教諭免許状を持った教員の配置が重要であると考えております。現在、免許状の保有率は、全国平均の約56%に対して、本府では約38%となっております。

本免許状は、小・中・高等学校の免許状を基礎資格とした上で、取得することとなっており、全国的にも免許保有者が少ない現状にありますが、これに加えて、府教育委員会では、教員採用試験において幅広い人材の中から、教員としてのより高い資質・能力を有する人材を確保する観点から、小・中・高等学校の免許状を持っていることを受験資格とし、学校に配属された後に、認定講習等で盲・聾・養護学校教諭免許状を取得するよう促しております。

この認定講習につきましては、毎年夏季休業中に実施しており、免許取得が促進されるよう、平成12年度からは受講科目を増やし、従来3年かかるものを2

年に短縮する措置を講じております。さらに、今年度から始まった放送大学での単位取得を奨励するなど、より一層、教員の免許状取得促進を図り、保有率の向上に努めてまいりたいと存じます。

【質問 8 - (6)】

次に、盲・聾・養護学校と小・中学校の交流促進についてお伺いします。

盲・聾・養護学校に通う子どもたちは、居住地を離れて通学、毎日の学校生活を送っているため、自分の住む地域の中で「ともに育つ」という点において、必ずしも十分とはいえない側面があります。盲・聾・養護学校に通学する生徒であっても、自分の住む地域で、地域の子どもたちとともに学び、育つことが基本です。そのための環境づくりの観点からも、地域の小・中学校の児童生徒との交流を十分に行っていくべきです。また、児童生徒のみならず、盲・聾・養護学校の教員も、どんどん地域に出て、地域の小中学校の養護学級等との交流を活発化していくべきです。その中で、盲・聾・養護学校の教員の専門性、あるいは教育資源を、地域の小・中学校に対する専門的な教育支援に活用すれば、地域における障害教育も一層充実したものになると考えます。教育長のご見解をお伺いします。

(教育長答弁)

次に、「盲・聾・養護学校と小・中学校の交流促進」についてですが、障害のある児童生徒が、小・中学校において障害のない児童生徒と「ともに学び、ともに育つ」教育を進めることは、児童生徒相互の成長や、ノーマライゼーション社会を実現する上で重要であると認識しております。

そのような観点から、府立盲・聾・養護学校各校と、近隣の小・中学校との間で、運動会や音楽会、文化祭、遠足などの学校行事を中心に交流活動を実施したり、また、居住地の学校において、教科の学習や道徳、学級会活動などに盲・聾・養護学校在籍の児童生徒が参加し、ともに学ぶ例も見られるようになっております。

今後、さらに、このような取り組みを拡充する観点から、小・中学校におきましても、校区内に居住する盲・聾・養護学校在籍の児童生徒を把握し、学校行事や地域活動等への参加が促進されるよう市町村教育委員会に働きかけてまいりたいと存じます。

また、盲・聾・養護学校教員の専門性や教育資源を活用した地域の小・中学校との交流や支援につきましては、現在、府立盲・聾・養護学校全校におきまして、研修会への講師派遣や教育相談、教材の貸し出し等を実施しているところでございます。

今後、地域の小・中学校教員を対象とした公開講座、合同研修、共同研究等を積極的に行い交流を深めるとともに、小・中学校へ出向いて専門的・技術的な指導・支援を行うなど、盲・聾・養護学校の教員と地域の小・中学校の教員との交流と連携を一層促進し、地域で学ぶ障害のある児童生徒に対する教育の充実を図ってまいりたいと存じます。

【質問 8 - (7)】

次に、**中高一貫教育における障害のある生徒の受け入れ**についてお伺いします。

ところで、教育委員会では、平成 13 年度からの能勢地域における 2 年間の研究の成果を踏まえ、平成 16 年 4 月から府立能勢高校を総合学科に改編するとともに、能勢地域における連携型中高一貫教育の導入を決定したところです。府立能勢高校は、総合学科になることにより、一層多様な生徒の受け入れが可能となるとともに、ゆとりのある学校生活の中で 6 年間の計画的・継続的な教育指導を展開し、生徒の個性や創造性を伸ばす中高一貫教育が実施されることとなります。一方で、連携型の中高一貫教育では、中学から高校に進学するにあたっては、簡便な方法によるとはいえ、入学者選抜が実施されます。

こうした中、地域の小学校・中学校でともに学んできた障害のある生徒が、さらに地域の能勢高校に進学し、6 年間の中高一貫教育を受けたいという希望をもったとき、彼らのその希望は適えられるのでしょうか。中高一貫教育、とりわけ連携型の中高一貫教育のあり方を考えるとき、障害のある生徒についても、受入れを排除することなく、地域の中でその成長が保障されるべきと考えますが、教育長のご見解をお伺いします。

(教育長答弁)

最後に、「中高一貫教育における障害のある生徒の受け入れ」についてですが、連携型の中高一貫教育は、中高を通じた一貫性のある教育課程の編成や、教員・生徒間の交流等により、6 年間を通じて、地域が求める人材を地域で育成することを目指すものであり、府教育委員会では、先般、府立能勢高校と能勢町内にある 2 中学校とを、平成 16 年度から、連携型の中高一貫教育校とする決定を行なったところであります。

その際の連携型高等学校への入学者選抜につきましては、学校教育法施行規則において、「調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる」とされていることから、府教育委員会としては、ゆとりある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を一層伸長させるという中高一貫教育の趣旨を踏まえ、具体的な方法を早急に検討してまいりたいと存じます。

なお、障害のある生徒の高等学校への受入れに関しましては、これまでも高等学校入学者選抜におきまして、障害があるという理由で、不合理な取扱いがなされることのないよう、障害の状況に応じ、様々な受検上の工夫を行ってきたところであり、府立能勢高校の入学者選抜におきましても、受検生が、中学校における学習活動の成果を十分発揮できるよう、努めてまいりたいと考えております。

【質問 9 - (1)】

最後に、**地方独立行政法人制度の導入**についてお伺いします。

知事は平成 14 年度、行財政改革緊急 3 ヶ年の 1 年目として様々な行財政改革の

課題の前倒しや早期具体化に取り組みられました。それにより、教職員住宅や府有地の売却など 21 項目 74.9 億円の効果があったとされています。

本年 15 年度は 2 年目でもあり、また組織の再編・スリム化等の項目で、いくつかの大きな変更をする年です。この 2 月に発表された「行財政計画(案)進捗状況」によると、平成 15 年度以降、府大学の公立大学法人化の実現、府立 5 病院の運営形態のあり方の検討を目指すとされています。

独立行政法人制度の導入により、これまでの行政の単年度予算主義から複数年の目標管理、非公務員型の柔軟な雇用形態、民間との交流、連携のスムーズさなど、法人格を有するメリットを最大限活かした取り組みがなされる可能性が期待されています。このような流れに沿った、地方独立行政法人制度についての法案が提出されます。私たちはこの通則法の内容が明らかになっていない段階での答弁は難しいと理解しますが、2 点について指摘しておきます。

まず、すでに地方自治体で取り組まれている水道事業や企業局などの地方公営企業や、第三セクター方式、事務組合、PFI などの手法とどの点が違うのか、国は明らかにすべきです。

次に中期計画の策定や承認など議会の関与や、住民の監査がどの程度及ぶのか、などの基本的な問題について、府としてどう考えるのでしょうか。

特に研究機関は期限付き任用など現行での柔軟な対応が可能になっています。また水道事業も民営化論が華々しいですが、公営企業法の下で長年経営されてきた実績を全て否定するかのような議論は、現場を知らない荒っぽい考え方だと思います。

大学、病院、研究機関、水道事業など、全て法人格を付与されれば大きく改革されるといった一面的な独立行政法人化の考え方ではなく、個々の事業の歴史や将来動向を見据えての慎重な検討を行うべきであると考えますが、総務部長のご見解をお伺いします。

(総務部長答弁)

先ず、「地方独立行政法人制度」につきましては、法人の中期目標や計画の策定義務、府民への公表、業務評価などを通じて行政の透明性を担保すること、さらに、民間の経営手法の導入による効率性の確保など、制度創設の意義は大きいと考えます。

本府においても試験研究機関、大学、病院などを対象に法人化の検討を進めることとしております。

また、お示しの地方公営企業や第三セクター方式との比較、財政措置、住民の関与のあり方などにつきましては、国において十分検討されるべきものであり、府としても地方公共団体の実情に即して活用できる制度を創設されるよう、要望しております。

地方独立行政法人に関する法律案につきましては、今通常国会への上程が予定されています。

今後、国において整備される制度の内容を踏まえ、府民の立場で、これから

の行政のあり方にふさわしい、効率的、効果的な制度について、積極的に検討してまいります。

以上で、私の質問を終わります。
ご清聴ありがとうございました。